

○滝沢市都市計画審議会条例

平成4年3月12日条例第3号

改正

平成12年3月16日条例第8号

平成14年2月1日条例第1号

平成17年3月25日条例第10号

平成25年12月13日条例第50号

滝沢市都市計画審議会条例

(設置)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定により滝沢市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、同条第3項の規定により、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会の議員

(2) 学識経験を有する者

3 前項に定めるもののほか、市長は、次の各号に掲げる者のうちから委員を委嘱し、又は任命することができる。

(1) 岩手県及び関係行政機関の職員

(2) 滝沢市に住所を有する者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第2項第2号の委員の中から委員の選挙によってこれを定めるものとする。

2 審議会に会長の指名により、委員の承認をもって副会長1人を置く。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び議案に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員及び議案に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常務委員)

第6条 審議会は、その権限に属する事項で審議会の委任を受けた軽易なものを処理させるため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長の指名した委員をもって組織する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審議会の運営、議事等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月16日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされた許可の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされている許可の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3 この条例の施行前に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成14年2月1日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月13日条例第49号抄）

（施行期日）

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日条例第50号）

この条例は、平成26年1月1日から施行する。